

**東京大学 大学総合教育研究センター
学術専門職員（特定有期雇用職員） 募集要項**

1.	職名及び人数	学術専門職員（特定有期雇用職員） 1名
2.	契約期間	2026年4月1日～2027年3月31日
3.	更新の有無	更新する場合があり得る。更新する場合は、年度ごとに行う。 更新は、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ判断する。ただし、更新回数は2回、在職できる期間は2029年3月31日を限度とする。
4.	試用期間	採用された日から14日間
5.	就業場所	東京大学大学総合教育研究センター（東京都文京区本郷7-3-1） 変更の範囲：原則同一部局内
6.	所属	東京大学大学総合教育研究センター 教育DX推進部門 ※業務の都合により変更することがある。
7.	業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学総合教育研究センターに係るネットワーク管理。 ・ 大学総合教育研究センターが運営するプロジェクトの情報システム・ネットワーク管理、保守、技術支援業務、及び付随する事務業務。 ・ その他センターの運営に関わる業務 変更の範囲：配置換及び兼務を命じることがある。
8.	応募資格	① 情報システム・インフラの構築・運用・保守に関する専門的な知識を持ち、管理者としての経験がある。 ② 開発プロジェクトのマネジメント、技術者の管理経験がある。 ③ PCやIT関連のサポートヘルプデスクの運営経験がある。 ④ システム企画書、仕様書、報告書などの文書作成経験がある。 ⑤ 発注先やユーザーとの折衝、調整などのコミュニケーションを円滑に行える。 ⑥ ウェブサイト開発や運用の経験があることが望ましい。
9.	就業日・就業時間	週5日（月～金曜） 1日 7時間45分（9:00～17:45、12:00～13:00休憩） ※時間外労働を命じることがある。 ※業務の都合により変更することがある。
10.	休日	土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
11.	休暇	年次有給休暇、特別休暇等、規定に基づき付与
12.	賃金等	年俸制を適用し、業績・成果手当を含め月額50万円～60万円程度（資格、能力、経験等に応じて決定）、通勤手当（原則55,000円／月まで）、超過勤務手当。
13.	加入保険	法令の定めにより文部科学省共済組合、雇用保険、労災保険に加入
14.	提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・履歴書（本学履歴書様式をダウンロードし、記入要領を参照して作成のこと。https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html） ・職務経験の概要（これまで携わった業務の概要などを列挙したもの。書式自由）職務に関連するスキルを示す成果物・文書等があれば添付する

		こと（権利等の支障なく閲覧可能なもの、公開情報であればURLなど参照情報を記載）。 原則として応募書類は返却しませんので、予めご了承ください。
15.	提出方法	<p>上記書類の電子ファイルを以下のURLにアップロードすること。 その際、各ファイルをひとつのPDFデータとして結合し、ファイル名は「学術専門職員_氏名」（例：学術専門職員_東大花子）とすること。</p> <p>https://univtakyo-my.sharepoint.com/:f/g/personal/0114949466_utac_u-tokyo_ac_jp/IgBnDpXEJ173RqcVea42m0-FAWUzwgUdLdj_BnkmCWITMko</p> <p>※2~3日以内に当方から受信確認メールが届かない場合はお問い合わせください。</p>
16.	応募締切	<p>2025年12月4日（木）正午 ※適任者が見つかり次第、募集を締め切ります。 書類選考の上、合格者に対し面接を実施。</p>
17.	問い合わせ先	<p>〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1 東京大学 大学総合教育研究センター（学務課教育事業支援チーム） 電話：03-5841-1209 E-mail : jinji [at mark] he.u-tokyo.ac.jp ※メールアドレスの [at mark] は@に置き換えてください。</p>
18.	募集者名称	国立大学法人東京大学
19.	受動喫煙防止措置の状況	敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）
20.	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。 ・ 「東京大学男女共同参画加速のための宣言」に基づき、女性の応募を歓迎いたします。 ・ 採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。